

第4期市川市地域福祉計画の見直しについて、資料4-1に基づき説明いたします。

【計画における見直しについての記載】

本計画は、計画期間を平成30年度からの6年間としておりますが、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて、平成32年度（＝令和2年度）に見直しを行うと定めております。

【計画策定時と比べた現状の確認】

見直しの必要性の判断のため、計画策定時と比べた現状の確認を行ったところ、

①計画に基づく取組みによる成果の点では、本年度第2回社会福祉審議会で報告いたしましたとおり、アウトカム指標による評価の結果、全11項目のうち10項目で市民満足度が改善しており、計画に定める施策の見直しは必要ない状況となっている一方、

②社会情勢につきましては、令和2年6月公布の社会福祉法の改正と新型コロナウイルス感染症の流行があり、計画策定時から大きな変化が生じております。

このことから、主にこの社会情勢の変化に対応する見直しが必要であると判断いたしました。

【見直しの概要】

ア. 社会福祉法関係

法改正により重層的支援体制整備事業が創設されました。これは、複合的な課題を抱えた方、制度の狭間の方への支援を充実させるため、右下部の図（国の資料より抜粋）のとおり、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に取り組み事業です。資料4-3で、本市での事業の実施イメージを記載しています。上半分は、福祉の相談支援に関する現状の体制です。「各相談支援機関の対象には狭間がある」等の課題があり、青色塗り白抜き文字であらわしています（4ヶ所）。下半分は、重層的支援体制整備事業実施後のイメージを記載しています。赤色の部分が機能拡充する部分であり、既存の分野ごとの相談支援の機能を維持したうえで、複合課題を抱えた世帯等の「どこに相談すればいいのかわからない」福祉相談に対し、SNS等も活用して相談を受け止め、課題を整理し、インシアチブをとって関係機関への振り分けを行い、残った狭間の部分について、課題解決に向け、継続的に支援を行うものです。また、制度の狭間の方を支援するための手段の1つとして、制度の狭間の方の社会参加に係る地域資源を把握・創設し、対象者をその地域資源につなげる取組みも拡充するものです。具体的な実施方法は今後検討してまいります。

イ. 新型コロナウイルス関係

本計画は、住民の参加と交流を計画の大きな柱としていますが、現状、新型コロナウイルスの影響により、多人数が集まる会議や交流の場等の開催について深刻な制約を受けています。ただ、今後につきましては、ワクチンや治療薬の開発・実用化の進展状況により、現在の状況が継続するのか、流行前の状況に戻るのかが大きく異なってくるため、現時点では、計画の後半期間の状況を正確に見通すことができません。したがって、今回の見直しでは、事業内容等の見直しは行いませんが、状況に応じた柔軟な事業運営を行ってまいります。

ウ. その他

「施策の方向4 権利擁護と見守り体制の充実」において、高齢者の見守り・成年後見制度に関し、現状に即した修正を行うものです。